

高齢者補聴器購入費 助成事業



難聴による認知症予防を目的として、
65歳以上の方を対象に補聴器購入費を助成します。

対象者

以下のすべての要件を備えている方
南相馬市内に住所がある 65歳以上の方
両耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満の方
耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要であることの証明を受けている方

助成額

世帯区分	助成額	上限額 (1台あたり)
生活保護世帯・ 市民税非課税世帯	購入費の2/3	100,000円
市民税課税世帯	購入費の1/2	75,000円

助成の交付を受けてから5年を経過するまで、再度申請はできません。

【お問い合わせ先】

南相馬市 健康福祉部 長寿福祉課（東庁舎1階）
〒975-8686 南相馬市原町区本町2-27
TEL：0244-24-5239

申請の流れ



書類の受取

市役所や市のホームページ等で「助成申請書」と「証明書」の用紙を受け取ります。



医療機関へ受診

医療機関を受診し、医師から「証明書」を作成してもらいます。
受診費用や証明書の作成費用は自己負担となります。



補聴器の見積り

補聴器の販売店に証明書を持参し、見積書を作成してもらいます。



市役所へ申請

「助成申請書」「証明書」「補聴器の見積書」をご用意の上、窓口へお越してください。本人確認書類を持参してください。

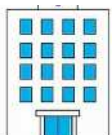


補聴器の購入

市役所から「助成決定通知書」「助成券」が届きますので、届いた書類を見積りを作成した販売店に持参し、購入します。（助成額は販売店に支払います。）
助成額を超えた部分は自己負担となります。
助成券の下部「代理受領に関する委任」欄に記入をし、補聴器販売店へ提出してください。



補聴器購入店



助成金の支払い

補聴器販売店は、市に「助成券」「領収書控え」を添付の上、請求書を提出します。市から販売店へ助成額を支払います。

修理費や付属品単体の購入費は、助成の対象外となります。